

第八号の三様式 (平20内府令47・全改、平26内府令49・令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【計算期間】

第 期 (自 年 月 日 至
年 月 日)

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第1【管理資産の状況】

1【概況】

(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

(2)【管理資産に係る法制度の概要】

(3)【管理資産の基本的性格】

(4)【管理資産の沿革】

(5)【管理資産の管理体制等】

①【管理資産の関係法人】

②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

③【管理資産の管理体制】

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

(4)【管理資産を構成する資産の回収方法】

3【管理及び運営の仕組み】

(1)【資産管理等の概要】

①【管理資産の管理】

②【管理報酬等】

- ③【その他】
 - (2)【信用補完等】
 - (3)【情報開示の概要】
 - (4)【利害関係人との取引制限】
 - 4【証券所有者の権利行使等】
 - (1)【証券所有者の権利】
 - (2)【証券の上場等に関する事項】
 - (3)【課税上の取扱い】
 - (4)【為替管理上の取扱い】
 - (5)【本邦における代理人】
 - (6)【裁判管轄権等】
 - 5【管理資産を構成する資産の状況】
 - (1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】
 - (2)【損失及び延滞の状況】(2)
 - (3)【収益状況の推移】(3)
 - (4)【買戻し等の実績】(4)
 - 6【投資リスク】
- 第2【管理資産の経理状況】
- 1【主な資産の内容】 年 月 日
 - I 管理資産残高
 - 元本相当部分
 - 利息相当部分
 - II 証券所有者への利息支払基金の残高
 - III 証券所有者への元本償還基金の残高
 - IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高
 - 2【主な損益の内容】(第 期) 自 年 月 日 至 年 月 日
 - I 総収入
 - 管理資産の回収額
 - うち元本返済相当部分
 - 利息相当部分
 - その他の手数料収入
 - 管理資産の再譲渡に伴う収入
 - その他
 - II 総費用
 - 管理報酬
 - 管理資産の維持管理費

信用補完手数料
その他の手数料
管理資産の貸倒償却額
うち元本相当部分
利息相当部分

Ⅲ 収入金（又は損失金）（Ⅰ－Ⅱ）

3 【収入金（又は損失金）の処理】 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）
証券所有者への償還（又は基金への積立）
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）
その他

4 【監査等の概要】

第3 【証券事務の概要】

第4 【発行者及び関係法人情報】

1 【発行者の状況】

- (1) 【設立準拠法】
- (2) 【監督官庁の概要】
- (3) 【発行者の概況】
- (4) 【事業の概況】
- (5) 【営業の状況】
- (6) 【設備の状況】
- (7) 【経理の状況】
- (8) 【その他】 (5)

2 【原保有者その他関係法人の概況】

- (1) 【設立準拠法】
- (2) 【監督官庁の概要】
- (3) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (4) 【関係業務の概要】
- (5) 【資本関係】
- (6) 【経理の概況】
- (7) 【その他】 (6)

第5 【参考情報】 (7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をするこ

とができる。

- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- h 提出者が³、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下 h において「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。(3)において同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の状況

第八号の二様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(5) その他

第八号の二様式の「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。

(6) その他

第八号の二様式の「記載上の注意」(7)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

第八号の二様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。